

平成 21 年 5 月 13 日

各 位

会社名 株式会社 新生銀行
代表者名 代表執行役社長 八城 政基
(コード番号 : 8303 東証第一部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 23 日開催予定の第 9 期株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(以下「決済合理化法」)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、株券が電子化されたことに伴い、以下のとおり定款の一部変更を行います。

- (1) 決済合理化法附則第 6 条 1 項により、決済合理化法の施行日をもって当行株券を発行する旨の規定を廃止する定款変更決議がなされたものとみなされており、現行定款第 7 条(株券の発行)および第 8 条第 2 項(単元未満株券の不発行)の定めは不要となりますので、これを削除いたします。
- (2) 決済合理化法の施行により、平成 21 年 1 月 5 日付けで「株券等の保管及び振替に関する法律」が廃止されたため、これに伴い不要となる実質株主および実質株主名簿に関する文言を削除いたします。
- (3) 株券喪失登録簿については、会社法第 221 条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して 1 年を経過するまでこれを作成し備置く必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成 22 年 1 月 6 日をもって削除いたします。
- (4) 上記の変更の伴い、条数の繰上げその他の条文の整備をいたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 定款変更の日程

平成 21 年 6 月 23 日(予定)

以 上

定款新旧対照表

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(株券の発行) 第7条 当銀行は、株式に係る株券を発行する。	(削除)
(単元株式数) 第8条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 2 当銀行は、前条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。 3 当銀行の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。	(単元株式数) 第7条 当銀行の単元株式数は、1,000株とする。 (削除) 2 当銀行の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当銀行に請求することができる。
(単元未満株式についての権利) 第9条 (条文省略)	(単元未満株式についての権利) 第8条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第10条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。 3 当銀行の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。	(株主名簿管理人) 第9条 当銀行は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議または取締役会の委任を受けた執行役の決定によって定め、これを公告する。 3 当銀行の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当銀行においてはこれを取り扱わない。
第11条～第23条 (条文省略)	第10条～第22条 (現行どおり)
(取締役会の招集) 第24条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。 2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他	(取締役会の招集) 第23条 取締役会は、取締役会長が招集し、取締役会長が欠員のときまたは事故があるときは、取締役である執行役社長がこれに当たる。 2 取締役会長および執行役社長ともに欠員のとき(執行役社長については取締役でないときを含む。)または事故があるときは、取締役会の定めるところにより、他

現 行 定 款	変 更 案
<p>の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第 31 条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>の取締役がこれに代わる。</p> <p>3 第 30 条に定める各委員会の委員である取締役であつて各委員会が選定する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。</p> <p>4 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第 25 条～第 39 条 (条文省略)</p>	<p>第 24 条～第 38 条 (現行どおり)</p>
<p>第 8 章 附 則</p>	<p>第 8 章 附 則</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 39 条 <u>当銀行の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当銀行においては取り扱わない。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第 40 条 <u>前条および本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、平成 22 年 1 月 6 日をもって前条および本条を削るものとする。</u></p>